

茅ヶ崎市内の事業者の方へ（ご案内）

茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録制度申請案内

- 1 茅ヶ崎市が発注する小規模（１００万円以下）で内容が軽易な公共施設や道路の修繕（以下「小規模修繕」という。）を対象とした登録制度です。
- 2 簡単な手続きで登録することができます。

茅ヶ崎市契約検査課

1 目的

この登録制度は、茅ヶ崎市が発注する小規模な修繕の受注を希望する茅ヶ崎市内の事業者の方を対象に、簡単な手続きで登録していただき、受注機会の拡大を図ることを目的としています。

2 登録できる方

- (1) 茅ヶ崎市内に住所を有する個人事業主又は茅ヶ崎市内に本店もしくは主たる事業所がある法人の方
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」による入札参加資格登録をしていない方
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でない方
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格及び許可等を有している方
- (5) 本市に納付すべき税の課税があり（個人事業主については非課税者を除く）かつ滞納がない方
- (6) 引続き6ヶ月以上その業務を営んでいる方
- (7) 事業主又は法人の役員等が、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第4号）第2条第3項に定める暴力団員、同条第4項に定める暴力団員等又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等（以下「暴力団員等」という。）でない方

茅ヶ崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（※1号から2号略）

- (3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

（意見の聴取）

第12条 第7条から第9条までの規定により暴力団排除をしようとする場合において必要があると認めるときは、市長（同条の規定により暴力団排除をしようとする場合にあつては、市長及び教育委員会）は、神奈川県警察本部長の意見を聴くものとする。

3 登録受付期間

令和8年8月1日（土）から随時

（窓口申請の場合は午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）

※令和8年8月31日までに申請した方は、令和8年10月1日より名簿登載されます。以降、申請は毎月15日締め切りで、翌月1日より名簿登載されます（ただし、令和8年9月中の申請については、令和8年11月1日より名簿登載）。なお、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日を締切日とします。令和10年9月1日更新分は、登録申請できません。

4 申請方法

申請はe-kanagawa電子申請システムにて受付します。e-kanagawa電子申請システムの申請が難しい場合は茅ヶ崎市経営総務部契約検査課（本庁舎5階）の窓口または郵送（一般書留または簡易書留に限る。締切必着。）も可とします。

【e-kanagawa電子申請システムによる新規の申請はこちら】

（パソコン）

下記のURL又は市ホームページの小規模修繕契約希望者登録の「新規・変更」申請の受付ページにリンクがありますので、そちらからログインしてください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail?tempSeq=130074

（携帯電話・スマートフォン）



ログイン後、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から申請してください。

申請後、ご登録いただいたメールアドレス宛に整理番号とパスワードが届きます。申請内容や審査結果通知書の確認時に必要となりますので、大切に保管してください。

5 提出書類

次の書類を提出してください。記入の際は、記入例を確認してください。

(1) 「茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録申請書」

(e-kanagawa電子申請システムにて申請する方はこちらの申請書に代えて電子申請フォームに直接入力していただきます。)

(2) 申請者本人の本人確認書類（運転免許証等）

(郵送の場合は、写しを同封してください。)

(3) 「免許・許可及び登録通知書（写し）」

ただし、履行に際して許可・免許等が必要な業種を登録する場合のみ

(4) 「領収書」、「通帳」または「ご利用明細書」

ただし、申請日から3週間以内に市税を納付している場合のみ

(郵送の場合は、写しを同封してください。)

ア 金融機関、茅ヶ崎市役所、小出支所、出張所、市民窓口センター又はコンビニエンスストアで納付された場合は「領収書」

イ 口座振替で納付された場合は「通帳」（引き落された額及び日にちが記帳されているもの）

ウ ATMで納付された場合は「ご利用明細書」

6 市税納税確認

2(5)のとおり、本市に納付すべき税の滞納がないことが登録のできる方の条件となっています。申請書の納税状況についての同意に基づき、契約検査課にて収納課に確認します。

ただし、市税を納付してから収納課のシステムに反映されるまでに約2週間かかりますので申請日から3週間以内に市税を納付している場合は5(4)のいずれかを提出してください。

7 登録業種

自ら履行可能な業種を5つまで登録できます。業種と業種細目は別表「修繕の業種と業種細目表」を参照して記入してください。

8 書類審査

申請を行った方には、名簿登載の前月末日までに審査結果をe-kanagawa電子申請システムに登録されたメールアドレス宛または郵送により通知します。e-kanagawa電子申請システムにて申請した方は受信したメールに記載されているURLにアクセスしていただくと、審査結果通知書の確認ができます。

※審査結果通知書確認時は整理番号とパスワードが必要となります。

9 登録者の取扱い

審査により、登録を認められた方は、役員名簿を除く申請内容が「茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録名簿」に登載されます。茅ヶ崎市が、小規模修繕を発注する際の選考対象となります。ただし、見積参加や契約を約束するものではありません。登録名簿は、茅ヶ崎市の担当課に配付するとともに、ホームページの掲載にて一般にも公開しますが、ご希望の場合は一部内容を非公開にすることができますので、その際にご相談ください。

10 登録の有効期間

名簿登載の日から令和10年9月30日まで

11 登録事項の変更

申請事項に変更等が生じた場合は、e-kanagawa電子申請システムにて受付します。e-kanagawa電子申請システムの申請が難しい場合は茅ヶ崎市経営総務部契約検査課（本庁舎5階）の窓口または郵送（一般書留または簡易書留に限る。締切必着。）にて「茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者変更登録申請書」を提出してください。受付期間は、「3 登録受付期間」と同様とします。

【e-kanagawa電子申請システムによる変更の申請はこちら】
（パソコン）

下記のURL又は市ホームページの小規模修繕契約希望者登録の「新規・変更」申請の受付ページにリンクがありますので、そちらからログインしてください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail?tempSeq=130080

（携帯電話・スマートフォン）



ログイン後、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から申請してください。

申請後は「4 申請方法」と同様となります。

1 2 法令等の遵守

この制度に基づく契約の履行に当たっては、関係法令及び茅ヶ崎市契約規則に反する行為を行ってはなりません。登載された方に不正・不誠実な行為等があった場合には登録を取り消すことがあります。

1 3 契約保証金

この制度に基づく名簿に登載された方との契約締結に際しては、契約保証金を免除します。

1 4 その他

不明な点がございましたら、お問い合わせください。

契約検査課 電話 8 1 - 7 1 1 8